

令和4年度
聖マリア学院大学
特待奨学金（新入生向け）

募集要項

本奨学金は、社会に有用な人材を育成するために、特に優秀な学生に対し奨学金を支給することを目的としたものです。なお特待奨学生は、一般選抜への出願時に申請し、特待奨学生として合格した場合、必ず入学を確約できるものとします。採用者は、入学後4年間、後期授業料から毎年20万円を減免します。



聖マリア学院大学

1. 申請資格

令和4年度一般選抜を受験し、特待奨学生として採用された場合、必ず入学を確約できる者。

2. 採用候補者数

10名程度

3. 給付金額・給付期間等

給付金額：年間20万円

給付期間：4年間

給付方法：後期授業料より減免

4. 申請方法・申請期間・提出先

申請方法：一般選抜の出願書類に「特待奨学生申請書（学生募集要項にとじ込みの用紙、または本学ホームページからダウンロード）」を同封して、出願期間に郵送。

申請期間：令和4年1月5日（水）～令和4年1月27日（木） ※締切日必着

提出先：聖マリア学院大学 入試事務室

〒830-8558 福岡県久留米市津福本町422

5. 採用者通知

一般選抜の合格通知と併せて、特待奨学生採用者には特待奨学生採用通知を同封する。

6. 留意点

- 本奨学金の申請は、入学試験の得点や合否には影響しません。
- 一般選抜での合格・入学が受給条件となっています。その他の入試区分で合格し入学手続きを完了した場合は対象とはなりません（例えば、学校推薦型選抜で合格し入学手続きを完了した場合は、一般選抜を受験しても対象とはなりません）。
- 本奨学金を申請して合格した場合でも、一般選抜の得点状況によっては、特待奨学生として採用されない場合があります。
- 当該年度における一般選抜合格者全体の得点状況によっては、実際の採用者数が候補者数を下回ることがあります。
- 原則、他の奨学金との併用は可能です。
- 下記に該当する場合は、特待奨学生の資格を喪失し、奨学金の返還を求めることがあります。
 - 1) 退学・除籍となったとき。
 - 2) 学業不良または素行不良と判断される時。
 - 3) 卒業の見込みがないとき。
 - 4) その他、特待奨学生に採用された事由が消滅したとき。
- 特待奨学生に採用された方は、入学後、大学行事や本学の広報活動への参加を依頼することがありますので、積極的な協力をお願いします。

7. 特待奨学金（在学生向け）との重複受給について

入学後、優秀な学内成績を収めた者は、在学生向けの特待奨学金との重複受給が可能です。

【特待奨学金（在学生向け）概要】

- 採用数：若干名
- 給付期間：1年間
- 給付金額：半期授業料相当額（68万円）、または半期授業料相当額の半額（34万円）
- 給付方法：当該年度後期授業料から該当額を返還
- 採用条件：当該年度の成績及び品行・学生生活が特に優秀で、他の学生の模範となる者。
※新入生向けと同様に、特待奨学生として適当でないと判断される時には、資格を喪失し、奨学金の返還を求めることがあります。

- 1年次に優秀な学内成績を収めた場合（首席）の支給（免除）金額例：
20万円（新入生特待）+68万円（在学生特待）=88万円

【本奨学金についてのお問い合わせ先】

聖マリア学院大学 入試事務室

TEL : 0120-35-7271 (入試専用)

0942-35-7271 (代表)

E-mail : nyushi@st-mary.ac.jp